

ニュースレターへの「武庫川づくりと流域連携を進める会」 活動状況の掲載について

1 ニュースレターの位置付け

ニュースレターは、武庫川流域委員会運営要領第 5 条（公開・公表及び広報）第 2 項において、「流域委員会の活動内容は、ニュースレター、リーフレット等を作成し、広報する」と規定しており、この規定に基づいてニュースレターを発行しています。したがってニュースレターに掲載することの是非は、流域委員会の活動か否かで判断するべきものであると考えます。

その意味から運営委員会の場で「武庫川づくりと流域連携を進める会」は、流域委員会活動と一線を画した活動であることの確認をしました。県は、「武庫川づくりと流域連携を進める会」が流域連携に取り組んでいることについては敬意を表しますが、それは流域委員会活動の一環ではないことから、ニュースレターに活動状況を掲載するのはいかなるものかと考えています。

2 「武庫川づくりと流域連携を進める会」のニュースレター掲載について

前述の理由から、流域委員会の活動以外の情報を載せることは、好ましくないと考えますが、流域連携を進めていく趣旨を踏まえ、イベントの開催案内に関する情報等をごく限られたスペースを活用して掲載する程度であれば、問題ないと考えます。